

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A(平成29年2月1日版)

番号	分類	質問	回答
1	介護予防ケアマネジメント	<p><スライド P(12)の事業対象者の有効期間について> 事業対象者の有効期間について、“1年ごとの基本チェックリストによる確認”と記載されているが、有効期間は基本的に1年という認識で問題ないか？ また、説明時介護保険証に“事業対象者”が追加されるとあったが、有効期間の確認は事業対象者と記載された介護保険証で確認すればよいのか？</p>	<p>事業対象者に有効期間の終期はありませんが、本人の状態を確認するため、1年ごとに基本チェックリストを取り直すこととしています。 なお、事業対象者の介護保険被保険者証には有効期間の始期のみ記載されることになるため、記載されている始期を基に適宜基本チェックリストを取り直していただくようお願いします。</p>
2	介護予防ケアマネジメント	<p>総合事業になり、自立の認定が出た後、25項目のチェック項目は既存のケアマネが行うことで良いのでしょうか。 また、自立の認定が出て通所介護を利用する際、要支援1と同じく概ね週1回の利用回数で良いのでしょうか。</p>	<p>新規の要支援・要介護認定が非該当となった方のうち、訪問型サービスと通所型サービスのみを利用を希望する方に対する基本チェックリストは地域包括支援センターが行うこととなります。 また、サービス内容については、ケアマネジャーのアセスメントにより計画されるものであるため、利用回数については個々の利用者によるものと考えます。 なお、事業対象者について算定できる単位数は、要支援1と同じ単位数となっております。</p>
3	介護予防ケアマネジメント	<p><スライドP10の要支援認定の有効期間が満了となる場合について> 平成29年3月31日で有効期間が満了になる方で、平成29年1月31日申請の方からが事業対象となるのか。</p>	<p>要支援・要介護認定の有効期間にかかわらず、要支援認定者は平成29年4月1日から総合事業のサービスを利用することになります。 要支援・要介護認定の更新を受けずに平成29年4月1日から事業対象者として総合事業のサービスを利用することを希望するのであれば、1月31日以降に届出が必要です。</p>
4	介護予防ケアマネジメント	<p><マニュアルP5での対象者フローチャート> 総合事業対象者は、住宅改修のサービスを希望する場合は、認定申請が必要と考えて良いか。</p>	<p>住宅改修等の予防給付又は介護給付のサービスを必要とする方については、要支援・要介護認定を受ける必要があります。</p>
5	介護予防ケアマネジメント	<p><スライドP11の利用の流れについて> 「基本チェックリストを地域包括支援センターがケアマネジメント実施 ※一部居宅介護支援事業所に委託」とあるが、委託されている居宅が基本チェックリストを行うこともあるのか。</p>	<p>地域包括支援センターから委託を受けている要支援者・事業対象者については、委託先の居宅介護支援事業所が基本チェックリストを実施することとなります。(マニュアルP6参照)</p>
6	介護予防ケアマネジメント	<p><マニュアルP14 介護予防ケアマネジメント実施手順の留意事項について> 留意事項に「介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、(省略)厚生労働省老健局振興課長通知)を参照の上、実施」と記載があり、相談の窓口は介護保険担当窓口、地域包括支援センター等を想定とされているが、そのとおりで良いのか。 また、予防給付の場合、認定結果の介護保険証があっても利用開始での一連の流れだが、事業対象者は何を基準に利用開始が可能か。</p>	<p>相談窓口については、介護保険担当窓口、地域包括支援センター等が想定されており、居宅介護支援事業所や関係機関を含むものと考えております。 一定の要件の下、基本チェックリストに該当した方が事業対象者として事業を利用するには、居宅サービス計画等作成依頼届出書に基本チェックリストと被保険者証を添付して届け出た上で、要介護状態等区分の欄に事業対象者と記載された介護保険者証の交付を受けることが必要となります。要支援・要介護認定者と同様にケアマネジメントを実施し、サービスの利用が可能となります。</p>

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A(平成29年2月1日版)

番号	分類	質問	回答
7	介護予防ケアマネジメント	<p><マニュアルP6 事業対象者登録のための基本チェックリスト実施者について> 要支援認定有効期間満了者(省略)担当ケアマネジャーが基本チェックリストを実施と記載があるが、 ①事業対象者に該当非該当の基準は教えてくれるのか。 ②厚生労働省老健局振興課長通知に記載の関連様式例一覧を判断基準とするのか。 ③チェックリストの実施後どのくらいの期間で結果がでるのか。 ④チェックリストで非該当になった方が、再度チェックリストを希望された場合すぐに受けることができるのか。</p>	<p>①基本チェックリストの該当非該当は実施者が判断するものであり、該当し、事業対象者を希望する場合にのみ市に届け出るものです。また、該当基準は厚生労働省が定めるとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③①に記載のとおり、市が判定結果を出すものではありません。事業対象者としての被保険者証の発行は、基本的には1～2週間程度を予定しています。 ④身体状況等に変化があれば実施を妨げるものではありません。</p>
8	契約関係	<p><スライド P(15)の契約書の読替等について> 契約書等の読替について、契約書等を変更し、契約者全員に説明のもと、署名・捺印予定だが、介護予防通所介護(訪問介護)は、“第1号通所(訪問)事業”で不足・問題ないか？ 介護予防通所(訪問)介護計画書について、総合事業に移行した場合、計画書の名称は“第1号通所(訪問)事業に係る計画書”で問題ないか？また、計画書の移行については、H29.4.1～一斉に新しい書式で作成しなければならないのか？それとも利用者ごとの介護保険証の更新時等に随時作成すればよいのか？または現状の介護予防通所(訪問)介護計画書に“…による軽微な変更”等の記載で良いのか？</p>	<p>読替は、「介護予防訪問介護」は「第1号訪問事業」、「介護予防通所介護」は「第1号通所事業」となります。 ※その他の質問については、後日回答いたします。</p>
9	契約関係	<p><スライド P(17)の定款の変更について> 現状の定款は (1)第二種社会福祉事業 ア.老人デイサービス(生活支援ハウス)事業の経営 イ.老人居宅介護等事業の経営 ウ.認知症対応型共同生活介護事業の経営 エ.障害福祉サービス事業の経営 となっているが、今回の変更にあたり、変更点はなくそのまま良いのか？</p>	<p>社会福祉法人が介護予防・生活支援サービスを実施する場合の取扱いについては、平成28年1月26日付け事務連絡のとおりであります。 事務連絡回答2①において、定款の記載が「老人居宅介護等事業」や「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合は、変更の必要はないと考えること示されております。</p>
10	契約関係	<p><スライドP14 契約書の変更について> ・従来の契約書の内容を「介護予防訪問介護」を「介護予防・日常生活支援総合事業」と読み替える主旨の同意書又は契約書でいいのでしょうか。 ※従来通り訪問介護の契約書内に上記の文言を入れてよいのでしょうか。 ・同意書又は契約書の変更については、ご利用者様全員(要介護の方)必要なのでしょうか。 ・事業所名は(旧)指定訪問介護(指定介護予防訪問介護) →(新)指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業)となるのでしょうか。</p>	<p>読替は、「介護予防訪問介護」は「第1号訪問事業」、「介護予防通所介護」は「第1号通所事業」となります。また、総合事業の実施によりサービスが変更となるのは、予防給付の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」のため、要介護の方は同意書や契約書の変更の必要がないと考えます。 また、要介護者と要支援者の契約書を一体的なものとして作成している場合は、これまで同様、サービス名称が修正されていれば、同一の契約書でも問題ありません。 ※事業所名についての質問については、後日回答いたします。</p>

介護予防・日常生活支援総合事業Q&A(平成29年2月1日版)

番号	分類	質問	回答
11	住所地特例	S市の住所地特例で要支援2(旭川市の住宅型有料老人ホーム入所)のケースを担当しています。サービスは福祉用具貸与と訪問介護です。 これまでは旭川市の地域包括支援センターで委託事務処理をしていましたが、今後はどのような手続きが必要になりますか？S市とのやりとりなど具体的にありますか？	御質問の対象者については、総合事業移行後も旭川市の地域包括支援センターが委託事務処理を行うことに変更はないため、総合事業の実施に当たっては、S市との手続は必要ありません。
12	請求関係	<スライド P(9)の事業対象者の加算について> 事業対象者の単価・加算等はこれまでと変わらないと記載されているが、通所における、運動器機能向上加算、サービス体制加算、介護職員処遇改善加算、同一建物減算は今まで通りの単位数で問題ないのか？	単価・加算等の単位数に変更はありません。
13	請求関係	<スライド P(その他)の利用人数について> 通所介護事業と第一号通所事業を一体的に実施している場合、利用定員の中に第一号通所事業に参加する利用者も人数に含めるという解釈で問題ないか？	お見込みのとおりです。